

番号	質問区分	質問内容	回答内容
1	1.対象者について	この制度は何回も利用できますか。	対象者1人につき、①ウィッグ等、②胸部補整具（左）、③胸部補整具（右）の各区分1回限りの助成とします。
2	1.対象者について	再発した際や異なるがんに罹患した場合は、改めて利用できますか。	一度助成を受けた区分については、再度助成の対象とはなりません。
3	1.対象者について	島本町に住んでいるが、住民票は他にあります。この場合は対象になりますか。	住民票が島本町にある方が対象となります。
4	1.対象者について	がんの治療は終了したが、対象になりますか。	令和7年4月1日以降の購入品であれば対象となります。
5	1.対象者について	がん治療を受ける予定であるが、申請することはできますか。	治療開始後に申請してください。
6	1.対象者について	抗がん剤治療以外による脱毛症にも助成してもらえますか。	抗がん剤以外でも、放射線治療等がん治療に伴う脱毛症によりウィッグ等が必要な場合は助成の対象となります。
7	1.対象者について	過去に他市で同様の補助を受けたことがあるが、申請はできますか。	対象外です。
8	1.対象者について	助成を受ける場合、がんの治療を受けた時期に制限はありますか。	過去に治療を受けた場合でも、補整具が必要であれば助成の対象となります。ただし、令和7年4月1日以降の購入で、購入日から起算して2年以内に申請する必要があります。
9	1.対象者について	島本町に転入（住民登録）する前に購入した補整具は、助成申請は可能ですか。	申請日時点で島本町に住民登録があれば、助成申請は可能です。ただし、令和7年4月1日以降の購入で、購入日から起算して2年以内に申請する必要があります。
10	1.対象者について	白血病で抗がん剤治療を受けている場合、ウィッグの助成申請は可能ですか。	白血病は血液のがんであるため、助成申請は可能です。
11	1.対象者について	助成を受けるには、いつの時点で島本町に住民登録が必要ですか。	助成の申請時点で島本町に住民登録がある必要があります。
12	1.対象者について	現在は島本町在住ですが、補整具を購入したときは別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか。	申請時点で、島本町に住民票を有していれば対象となります。転入前の自治体で同様の助成を受けられた場合は対象なりません。
13	1.対象者について	がん治療を受けた日が何年も前になりますが助成対象となりますか。	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期限内であれば、対象となります。
14	2.申請期限について	申請期限はいつまでですか。	令和7年4月1日以降の購入品で、購入日から起算して2年以内に申請する必要があります。
15	3.助成対象について	ウィッグ等と胸部補整具の両方を申請することはできますか。	申請できます。
16	3.助成対象について	申請できるウィッグ等及び胸部補整具はそれぞれ1つまでですか。	複数購入した場合でも上限金額の範囲で対象となります。ただし、申請は1回限りとなりますのでまとめて申請してください。 申請期限は購入日が最も早いものを基準とし、その購入日から2年以内です。すべての購入品が申請期限内であることが必要です。
17	3.助成対象について	ウィッグ等や胸部補整具をレンタルして利用する場合、レンタル費用は助成の対象となりますか。	対象外です。
18	3.助成対象について	ウィッグ等や乳胸部補整具を自作したいと考えていますが、材料費は助成対象になりますか。	対象外です。
19	3.助成対象について	ウィッグ等や胸部補整具を購入するのにかった送料は対象になりますか。	対象外です。

番号	質問区分	質問内容	回答内容
20	3.助成対象について	医療用ウィッグについて助成対象とならないものは何ですか。	【例】 ・シャンプー、リンスなどの消耗品 ・ブラシ、クリーナ、ウィッグスタンドなどの附属品 ・エクステや眉毛ケア用品 ・ナイトキャップ など
21	3.助成対象について	この事業で助成されるウィッグ等とはどのようなものですか。	全頭用・部分用ウィッグ、帽子付きウィッグ（毛付き帽子）が対象となります。装着時に頭皮を保護するネットも対象となります。医療用であるかは問いません。購入先やブランドの指定はございませんので、ウィッグであれば対象となります。いわゆるファッションウィッグも助成対象となります。ただし、スタンドなどの附属品、クリーナー・ブラシなどのケア用品、メンテナンス代は対象となりません。
22	3.助成対象について	ウィッグ等の附属品はどこまで対象になりますか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するためのネットは対象となります。その他の附属品（ウィッグのスタンド等）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）は対象となりません。
23	3.助成対象について	ウィッグ等は持っているが、装着用ネットを買い足したい。装着用のネットのみでも対象になりますか。	対象になります。 ただし、上限金額に満たない場合でも、対象者1人につき1回限りの申請となります。 新たにウィッグの購入を検討されている場合はご注意ください。
24	3.助成対象について	ウィッグ等のヘアピース（部分かつら）は対象になりますか。	対象となります。
25	3.助成対象について	髪の毛がついた帽子は対象となりますか。	対象となります。
26	3.助成対象について	がん以外の疾患で、抗がん剤を使用しているなどで脱毛症状がある場合、助成の対象となりますか。	当制度はがん患者を対象としているため、助成の対象となりません。
27	3.助成対象について	帽子は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
28	3.助成対象について	自作のウィッグや自作の毛付き帽子の材料費は助成の対象となりますか	助成の対象とはなりません。
29	3.助成対象について	ウィッグのサイズ調整やカット代は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
30	3.助成対象について	胸部手術による術後に使用するサージカルブラ（胸帯）は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
31	3.助成対象について	入浴着（バスタイムカバー）は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
32	3.助成対象について	助成対象になるのは、どのような胸部補整具ですか。	対象となるのは、外見の変化を補うための胸部補整下着、胸部補整パッド、人工乳房、人工乳頭です。ただし、胸部再建術等により体内に埋め込まれたものは対象となりません。
33	4.助成金額について	対象となるのは、消費税込みの金額ですか。	消費税込みの金額となります。
34	4.助成金額について	ポイントで支払った金額については、助成対象となりますか。	助成対象となりません。購入費用からポイント利用額を差し引いた金額が助成対象となります。
35	4.助成金額について	助成金は口座振込ではなく、現金で受け取ることは可能ですか。	助成金は口座振込のみとなります。
36	4.助成金額について	以前にウィッグの助成を受けたが胸部の手術後に人工乳房を購入した。この場合、助成の申請は可能ですか。	補整具の区分が異なりますので、過去にウィッグで助成を受けている場合も、人工乳房、人工乳頭の助成を受けていない場合は助成の申請は可能です。逆の場合も同じです。

番号	質問区分	質問内容	回答内容
37	4.助成金額について	補整具を購入した際の手数料、送料、補整具の修理費用、メンテナンス用品は助成の対象となりますか。	助成の対象となりません。
38	4.助成金額について	がんの治療を受けたことを証明するために診断書を取得したが、その取得費用は助成の対象となりますか。	助成の対象となりません。
39	5.書類の記載方法について	申請書類はボールペンでの記入ですか。	申請書類はボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。
40	5.書類の記載方法について	住民票は島本町内にあるが、現在の住所と異なります。申請書にはどちらの住所を記載すればよいですか。また、書類を現住所に送ってもらうことはできますか。	申請書には住民票のある島本町内の住所を記載してください。交付決定通知書は現住所に送付できますので、申請書欄外に「交付決定通知書送付先」と記し、現住所を記入し、提出してください。
41	6.申請について	申請書類の提出先・問い合わせ先はどこですか。	島本町健康福祉部すこやか推進課でうけつけています。 〒618-0022 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 島本町ふれあいセンター内 すこやか推進課 電話 075-961-1122 FAX075-961-1116 受付時間 月～金曜日（土日、祝・年末年始を除く） 9：00～17：30
42	6.申請について	対象者本人が申請できない場合、代理で申請はできますか。	申請できます。申請書の申請者欄に「続柄」という項目がありますので、チェックを入れていただき、続柄をご記入ください。 申請書の対象者欄は、対象者本人がご記入ください。
43	6.申請について	対象者が未成年の場合はどうすればよいですか。	対象者が未成年の場合は、親権者の方が申請してください。
44	6.申請について	申請してから交付決定通知や振り込みまでどのくらい時間がかかりますか。	申請から約2か月程度を見込んでおります。
45	6.申請について	治療を証明する書類として、どのような書類を出せばよいですか。	がん治療による脱毛や胸部の変化であることが証明できる書類（がん治療に係る説明書や診断書、治療方針計画書など、医療機関が発行した書類の写しで、発行医療機関の名称又は医師の氏名、治療を受けた者の氏名、診断名、使用した薬剤又は外科手術を行った部位が確認できるもの）
46	6.申請について	領収書の様式は決まっていますか。	様式は問いませんが、次のことが記載されているものをご用意ください。 アピアランスケア用具等の購入に係る領収書の原本で、宛名（申請者または助成対象者の氏名）、購入日、購入金額、購入品目及び領収書発行者の記載があるもの。 領収書の原本に商品名や品名など購入明細の記載がない場合は、購入明細原本（商品名や品番など助成対象のアピアランスケア用具等であることがわかる記載があり、領収書の原本の金額と整合性がとれるもの）。
47	6.申請について	郵送の場合「消印有効」でしょうか。「到着日有効」でしょうか。	申請期限までに申請書類が到着している必要があります。お早めに申請されることをお勧めいたします。
48	6.申請について	ウィッグと人工乳房など、区分の異なる補整具を購入した場合、同時に申請しなければいけませんか。	区分が異なる場合は、別々申請することも可能です。
49	6.申請について	領収書及び明細書に品名や個数が記載されていない場合、どうすればいいですか。	品名や個数が記載された納品書などを、領収書及び明細書に併せて添付してください。
50	6.申請について	過去に治療・手術を受けたことを確認できる書類がない場合、どうすればいいですか。	治療・手術を受けたことを確認できる書類は必須です。治療を受けた医療機関にご相談ください。

番号	質問区分	質問内容	回答内容
51	6.申請について	申請書は郵送でも可能ですか。	できます。
52	6.申請について	領収書が複数枚あるが請求できますか。	できます。 一番古い領収書の日付から2年以内の申請が必要です
53	6.申請について	商品の領収書がない場合はどうすればよいですか。	領収書（または領収書と同等の書類）がないと申請ができません。 購入先へ領収書（または領収書と同等の書類）を発行（再発行）してもらえるかお問い合わせください。
54	6.申請について	助成対象商品と対象外の商品と一緒に購入した場合、助成対象商品は申請できますか。	できます。 領収書（または領収書と同等の書類）に、それぞれの商品名とその金額が分かれて記載されていれば申請ができます。 もしも、セット料金になっているなど各商品の内訳が分からないときは、購入先へ内訳記載がある領収書（または書類）を発行してもらえるか問い合わせてください。